

令和3年8月19日

問合せ先	保険年金課福祉医療係 tel : 5 0 4 - 2 1 5 8
------	-------------------------------------

重度心身障害者医療費補助の支給要件の緩和

1 支援策の内容

医療費の一部を補助します。

2 対象者（要件等）

所得制限により重度心身障害者医療費補助の対象となっていない方について、以下の(1)又は(2)に該当される場合は医療費補助の対象とします。

(1) 災害により、住家が全壊・半壊、又はこれに準ずる被害にあった方。

(2) 災害によって生じた損失の金額（災害保険金、損害賠償金等により補填される金額は除く。以下同じ）が、前年分総所得金額等の1/10に相当する額を超える方について、前年分総所得金額等（各種控除後）から当該災害による雑損控除相当額を差し引いたうえで、所得制限額との比較を行い、制限額内となった方。

①（前年分総所得の算出において雑損控除がある場合

前年分総所得金額等（各種控除後）－（災害により生じた損失の金額－前年分の災害により生じた損失の金額）

②前年分総所得の算出において雑損控除がない場合

前年分総所得金額等（各種控除後）－（災害により生じた損失の金額－前年分総所得金額等×1/10）

※7月までは前々年分の総所得金額等により計算します。

3 手続きの方法

受給者証交付申請書に次のものをそえて区福祉課へ申請してください。

- ・健康保険証
- ・障害の程度を証明する書類（身体障害者手帳、療育手帳、年金証書など）
- ・り災証明書
- ・原状回復費用として支出した金額であることを証明する領収書又は当該補修等に係る請求書・見積書（対象者の要件(2)に該当する場合のみ）

※転入の方は、所得及び控除額を証明する書類が必要となる場合があります。

4 その他

(1) 申請期間

災害による損害を受けた日から1年以内です。

(2) 補助対象期間

上記対象者のうち

(1)の要件に該当する方：災害等を受けた日から翌年の当該災害等を受けた前月まで。

(2)の要件に該当する方：前々年の所得の額の計算により対象となる方は、災害による損害を受けた日の翌日から最初の7月31日まで。前年の所得の額の計算により対象となる方は、災害による損害を受けた年の8月1日から翌年の7月31日まで。

5 問合せ先

要件や手続きの方法等の詳細については、区福祉課へお問い合わせください。

中区福祉課 504-2588

東区福祉課 568-7734

南区福祉課 250-4132

西区福祉課 294-6346

安佐南区福祉課 831-4946

安佐北区福祉課 819-0608

安芸区福祉課 821-2816

佐伯区福祉課 943-9769